

愛媛県日本拳法連盟 懲戒規程

第1条（目的）

本規程は、愛媛県日本拳法連盟規約第12条の規定に基づき、会員及び役員の規律維持を図るため、懲戒の基準及び手続について定めるものとする。

第2条（適用対象）

本規程は、本連盟の会員（個人会員、団体会員、名誉会員及び賛助会員）及び役員に適用する。

2 本規程は、会員及び役員以外であっても、本連盟の事業、行事又は活動に関係する者について、必要に応じて準用することができる。

第3条（懲戒の種類）

懲戒は、その内容及び程度に応じて、次の各号の区分とする。

- (1) 注意（口頭又は書面による指導）
- (2) 戒告（書面による嚴重注意）
- (3) 活動停止（一定期間、連盟活動への参加を禁止）
- (4) 資格停止（会員資格を一定期間停止）
- (5) 除名（会員資格の剥奪）

第4条（懲戒事由）

会員又は役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒の対象とする。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき
- (2) 本連盟の規約又は諸規程に違反したとき
- (3) 本連盟の名誉又は信用を著しく損なう行為を行ったとき
- (4) 大会又は活動において著しく不適切な行為を行ったとき
- (5) 指導者又は役員として不適切な行為を行ったとき
- (6) その他、本連盟の秩序を乱す行為があったと認められるとき
- (7) ハラスメントその他人権侵害行為を行ったとき

第5条（懲戒の基準）

懲戒の種類は、行為の悪質性、継続性、影響の程度、過去の経緯等を総合的に勘案して決定する。

第6条（懲戒の決定）

1 懲戒は、理事会の議決により決定する。

- 2 軽微な事案については、会長が注意又は戒告を行うことができる。この場合、事後に理事会へ報告するものとする。
- 3 懲戒対象者が理事である場合、当該理事は当該議決に加わることができない。

第7条（調査）

- 1 懲戒の判断にあたり、必要に応じて事実関係の調査を行う。
- 2 会長は、必要に応じて調査担当者又は調査委員会を設置することができる。
- 3 調査に関与した者は、正当な理由なく職務上知り得た情報を漏らしてはならない。

第8条（個人情報及び名誉への配慮）

懲戒に関する手続においては、関係者の名誉及び個人情報の保護に十分配慮しなければならない。

第9条（弁明の機会）

- 1 懲戒を行うにあたっては、当該対象者に対し、事前に事実を通知し、弁明の機会を与えなければならない。
- 2 弁明は、書面又は口頭により行うことができる。
- 3 当該対象者が正当な理由なく弁明の機会を放棄し、又は所在不明その他やむを得ない事情がある場合は、弁明の機会を与えないことができる。

第10条（決定の通知）

懲戒の決定は、当該対象者に対し、理由を付して書面又は電磁的方法により通知する。

第11条（不服申立て）

- 1 懲戒処分を受けた者は、通知を受けた日から14日以内に、理事会に対し書面により不服申立てを行うことができる。
- 2 理事会は、不服申立てを受けた場合、再審議を行い、その結果を通知する。
- 3 理事会の再審議結果をもって、本連盟における最終決定とする。

第12条（除名との関係）

除名は、規約第12条に基づき、理事会の議決により行うものとし、本規程の手続を準用する。

第13条（緊急措置）

重大な事案において、被害拡大防止その他安全確保のため緊急対応が必要な場合は、理事会の決定前であっても、会長は一時的に活動停止その他必要な措置を講じることができる。この場合、会長は速やかに理事会へ報告し、その承認を得なければならない。

第 14 条（関係機関との連携）

法令違反等の重大事案については、必要に応じて関係機関と連携して対応する。

第 15 条（補則）

本規程に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

本規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。